北米の図書館界における At-risk youth に対する認識と定義づけの現状把握 ~ IFLA, ALA, YALSA および図書館以外の分野における関連文献のレビューを通して~

那 珂 元

## 1. 背景

現在、米国では10代の若者の学校中退や、彼らによる学校内外での様々な問題行動、さらには過度の暴力行為や自傷行為などが社会的な問題となっている。このような状況のなかで、近年、北米の図書館界、とりわけアメリカ図書館協会(American Library Association, 以降 ALA と呼ぶ)に属する米国ヤングアダルト図書館サービス協会(Young Adult Library Services Association, 以降 YALSA と呼ぶ)では、10代を対象としたヤングアダルトサービス(以降、YAサービスと呼ぶ)の文脈のなかに、いわゆる"at-risk"の若者(以降、at-risk youth, at-risk teens もしくは at-risk student と呼ぶ場合がある)を取り込もうとする議論が出始めている。しかしながら、現在の米国図書館界には、"at-risk"という用語に定義上の統一的なコンセンサスが見当たらない。

### 2. 本稿の目的

本稿の目的は、IFLA(国際図書館連盟)、ALA、YALSAの主要な政策や指針の文献レビューを通して、米国の公共図書館および学校図書館は at-risk youth に対してどのような現状認識を持っているのか、とりわけ米国図書館界が"at-risk"という用語をどのように定義づけているのかを明らかにすることである。また米国図書館界以外の学問分野および教育政策や法律のなかで at-risk youth がどのように認識されているかについても関連文献のレビューを通してみていきた。

## 3. 本稿の構成

本稿では前半に、教育政策 (4.1)、学校のメディア教育 (4.2)、教育関連の法律 (4.3)、心理学 (4.4) の各分野、および教育学データベース (4.5) といった図書館以外の分野における At Risk Youth に対する定義や認識ついて概観していく。それを踏まえた上で、本稿の後半で、米国図書館界における At Risk Youth に対する現状認識を整理していくことにする。

### 4. 図書館以外の分野における At-risk youth への認識

多くの貧困層の若者が学校を中退し、10代の非行 (delinquency) を始めとする様々な問題行動、ドラッグの使用やドラッグ中毒、暴力、殺人などの犯罪行為、さらには自傷行為にまで発展する可能性があることが様々な文献や統計で報告されている。これら問題を抱える現代の若者を指す言葉としてしばしば使われているのが、"at-risk" (危機にある)という用語である。At Risk Youth: A Comprehensive Response for Counselors, Teachers, Psychologists, and Human Services Professionals 5<sup>th</sup> ed. によれば、"at risk"という用語は、過去20年間のなかで、教育学、心理学、医学、社会福祉学に加え、経済学や、それぞ

れの州政府の制定する法律、また連邦政府が発表する報告書などにおいて頻繁に使用されてきた。例えば、心理学者やソーシャルワーカーなどはこの用語を感情障害や適応障害を持つ個人を指す用語として用いてきたし、学校の教師など教育者は、学校を中退する児童・生徒を指す用語としてのみならず、学校卒業後のキャリア形成において適切なスキルを身につけていない若者や、現時点での学習熟達度が今後の進学に適切ではない児童・生徒に対して用いてきた。また医療分野においては、何かしらの健康に問題を抱えている個人を指すためにこの用語を用いてきたし、さらに、エコノミストやビジネス界は、仕事を得るために、また仕事を継続するなど、被雇用者として必要不可欠な「読み・書き・計算」のスキルを持ち合わせていない労働者に対して、それぞれの個人や集団が現在置かれている、また将来置かれるだろう「状況や状態」を指す言葉として用いてきた。しかしながら、これらの分野や法律、報告書において、"at risk"の統一した定義やコンセンサスは存在しない。(McWhirter, 1998, p.7-8)

## 4.1 教育政策における at-risk youth

## A Nation at Risk (1983)

米国では1983年にレーガン大統領の下で国連邦教育省が A Nation at Risk という報告書を発表した。この報告書は、1980年代初頭における米国産業の国際競争力の低下は米国人の知的および専門的能力の低下を反映した現象であるとし、米国は早急に知的および専門的能力を高めるための教育へ積極的に投資し「高い水準 (high standards)」の教育社会 (the learning society)」を目指すべきであるとしている。また、この報告書では「特別な学習者」の学習ニーズ (the needs of particular learners) に着目する必要性が指摘されている。

この「特別の学習者」グループには以下の集団が挙げられている。

- ・the gifted and talented: 特別の才能・能力がある者
- ・the socioeconomically disadvantaged: 社会経済的に不利益を被っている者
- minority and language minority students: マイノリティー、および語学的マイノリティーの学生
- the handicapped: (身体的もしくは精神的に) ハンディキャップを持つ者
- ・the learning disabled: 学習障害(学習困難)の者

米国の教育学分野および心理学分野において"at-risk"という用語が始めた登場したのがこの報告書であった。ただし、報告書は国家の産業を担う人材の教育水準自体を"at risk"と表現しているのであり「特別の学習者」グループ指す用語としては用いられていない。

### At-risk students and thinking: perspectives from research (1988)

先の A Nation at Risk が at-risk students に対する具体的な言及がないことを受け、At-risk students and thinking: perspectives from research (1988) では、もともと "At-risk" という用語が、1980 年代初頭から始まった 学校教育改革ムーブメント (the educational reform movement) のなかにおいて「(学習面で) 困難を抱えており、実際には学習者のキャリア形成過程において不適応な学生たち」を指し示すラベリング用語として使用された。

"At-risk" とラベリングされた学生集団を指す他の用語としては、「culturally deprived: 文化的に貧困な」、「low-income: 低所得層の」「dropout: ドロップアウト(学校システムから脱落した)」「alienated: 集団から逸脱した」「marginal: 周辺の」「disfranchised: 公民権(選挙権)を剥奪された」「impoverished: 貧困に陥った」「underprivileged/disadvantaged: 社会的・経済的に恵まれていない」「low-performing/low-achieved: 成績が悪い/低い学力達成度の」「remedial: 補習に参加している」「urban: 都市部在住の」「ghetto: 少数民族居住区の」「language-impaired: 言語障害の」といった、いわゆる"at-risk"な「状態」を表す様々な用語が挙げられている。一方において、このような不適応な学生の状態を指し示す様々な"At-risk"というラベリング用語には、「貧困や低所得によって様々な不利益を被っているという経済的背景」が付随するという共通項がある。

この研究調査報告書によれば、"At-risk"という状態が最も顕在化した集団は、学校中退者 (school dropouts) である。ここで言う学校中退者とは、社会経済的な背景として、低所得の家庭に育ち、教育水準が低い両親(多くの場合は母子家庭)を持ち、また人種的・民族的マイノリティーに属している若者で、就学年齢の早い時期に卒業証明を取得することなく学校の教育システムから離脱した若者集団を指している。また、"At-risk"という状態にある若者の特徴を学力の観点から見た場合、彼らには、(1) 読字困難 (reading difficulty)、(2)低い計算能力、(3) 学習障害という3つの欠点を持つ。さらに、標準英語を使用しない若者層(都市部に生活するヒスパニック系の学生など母国語が英語でない国からの移民の若者)についても、学校内での一般的なコミュニケーションの手段を根本的に欠いているという点において学力面での欠点を持つ若者集団として、"at-risk"という状態にある若者カテゴリーに含まれるとしている。

#### National Education Longitudinal Study of 1988

Characteristics of At-Risk Students in NELS:88(1992) (1988 年から始まった National Education Longitudinal Study of 1988 の調査結果報告書の一つ)では、単に学業を失敗した顕著な帰結である学校中退者の経済的もしくは人種・民族的属性に着目するのではなく、学業が失敗している状態から学校中退に至るまでの過程に着目することで学業が失敗している状態に繋がる要因を特定・分析する必要性が指摘されている。この報告書では、at-risk youth の学校における基礎的な学力・スキル・およびリテラシーの優劣自体に着目している点において、より at-risk youth の問題の所在が明確に指摘されている。

ただし、文献における at-risk youth とは、「学校中退に繋がる状態」の若者、より具体的には「履修上必要な基礎的能力の習得に失敗している状態」にいる児童・生徒を指しており、学校中退者の社会経済的、および学力的特性を特定・分析することが、教育政策上まず求められているということが推測される。

#### 4.2 学校でのメディア教育

1997 年に出版された Using educational technology with at-risk students: a guide for library media specialists and teachers では、世界中で起こっている情報技術革命 (the information technology revolution)、すなわちコンピュータやモデム機器、インターネット技術などいわゆる ICT (Information and communication technology) の急速な発展とい

う文脈の中で、学校を中退する危険性のある at-risk students を含むすべての学生の多種多様な学習スタイルと学習ニーズに適した ICT 技術を活用した教育ツール (educational technology) を積極的に使用することの必要性を訴えている。

この文献では、以下の at-risk students のタイプが主に扱われている。

- ・低い社会的・経済的ステータス
- 人種的マイノリティーグループ
- 特別支援対象
- At-risk
- 学習障害
- 平均的な成績の学生
- ・African American および Latino の学生 (他の人種の子供たちと比べて情報にアクセスするためのコンピュータ機器が家庭と学 校の両面おいて制限されている傾向がある、情報格差の問題を指摘している)
- ・学外の代替プログラム (Alternative program) に登録している学生 (登録者の中には、学校で単位取得の資格を一時的に剥奪されている、いわゆる仮及第期 (probation) にある学生、トラッグ中毒の更生プログラムや 10 代子育てプログラムに参加している生が含まれる。) (Mendrinos, 1997, p.21, p.36, および p.154)

本書では、At-risk student には「(学校での成績が) 平均か平均以下の、学校を中退する 危険性がある学生、もしくは今日の情報技術が主体の労働市場で通用できる(情報技術の)スキルを持たない学生」が含まれるだろうとし、学校におけるテストの低いスコアと atrisk student の関連性を示唆している。しかしその一方で、当該学生が低い経済的ステータスを背景に持つ場合には、テストのスコアの高低如何に関わらず学校を dropout する危険性が高まるという研究結果も取り上げ、実際に誰が at-risk にあたるか単一要因(この場合は低いテストスコア)だけで判断することの難しさも同時に指摘している。(1997, p.18)

例えば、ICT 技術を活用した教育ツールの at-risk student への適用事例の一つとして、感情面での障害、モチベーションの欠如、および貧弱な学習パフォーマンスという問題を抱えている 13 歳の中学生の場合、彼の at-risk の要因は、一方で紙と鉛筆を使用して文字を書くのが著しく困難な「知的障害」として一般には認識されているが(また、そのため特別支援対象生徒として認定されているが)、他方においては、彼の学習パフォーマンスに悪影響を与えている別の外的要因としてアルコール中毒の父親が同居している「悪い」家庭環境が挙げられている。(1997, p.20)

そのうえで本書は、バージニア州政府教育庁が ICT 技術を活用する教員を対象に 2003 年に実施したサーベイ調査 (2003) の結果を提示し、多くの学校が、どの学生が at-risk student にあたるか否かを判断する指標として、「通常のテスト成績が低い」こと、「読み・書き・計算の基礎学力テストで落第点を取る」こと、全般的に「学習パフォーマンスが低い」ことの 3 つの指標を挙げ、さらに 98% の学校が、低い学習パフォーマンスの判定基準として、当該学生が頻繁に授業を欠席 (absent) または無断欠席 (truant) をすること、停学処分もしくは退学処分に繋がる行動を取ること、の二点を挙げた。以上のことから、バージニア州の教員の多くは、at-risk student とは、1) (成績、学習パフォーマンスが) 平均的である学生、

<u>もしくは学年を留年している学生</u>、2) 過去において学校中退を経験している学生であると 定義しているようである、と推測できる。(1997, p.18)

## 4.3 教育関連の法律

#### **ESEA**

米国国内における低所得者層および貧困層の家庭出身の児童や10代層の割合が高いことを背景に、幼稚園から高校卒業までのすべての児童・生徒の学力の向上を目的として、2002年に「2001年落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(通称:落ちこぼれ防止教育法: NCLB: No Child Left Behind Act of 2001)が制定された。(以下 NCBL と呼ぶ。同法は米国の初等中等教育法(ESEA: Elementary and Secondary Education Act)の再承認および最新改正版である。2002年1月(2001年度)に大統領署名により成立した。正式タイトルは"An Act to close the achievement gap with accountability, flexibility, and choice, so that no child is left behind") 同法では、"at-risk"という用語の定義として、就学年齢期にあり不登校の危険性がある者、ドラッグやアルコール依存(または中毒)の問題を抱えている者、妊娠している者もしくは早期の子育て者、過去もしくは現在において少年司法システムの管理下に入った、もしくは入っている者、1年以上学年を滞留している者、英語力に制約がある者、現在ギャングの構成員である者、過去に不登校を経験した者、および学校の欠席率が高い者としている。(Subpart 3: General Provisions, SEC, 1432, DEFINITIONS.)

なお、オバマ政権が 2010 年に発表した ESEA の改定計画案における "diverse learners" のセクションにおける ESEA が適用されるべき児童・生徒のタイプを以下に挙げておく。

- ・身体的もしくは精神的な障害を持つ学生 (Students with disabilities)
- 英語学習者 (English Learners)
- 移住者 (Migrant students)
- ・ホームレスの児童・若者 (Homeless children and youths)
- ・放っておかれている、もしくは非行の児童・若者 (Neglected or delinquent children and youths)
- インディアン、ハワイの原住民、アラスカ原住民の学生 (Indian, Native Hawaiian, and Alaska Native Students)
- ・地方の(貧困家庭出身の)学生 (Rural students from low-income family)

また、同法のなかで述べられている学校図書館の役割とは、上記に挙げた at-risk の児童・生徒もしくは若者を含む初等および中等教育を受ける就学年齢にあるすべての児童および生徒の読み・書き・計算のリテラシーの向上に努めることであるとしている。

## 4.4 心理学分野における at-risk youth

Youth at Risk: Oxford Bibliographies Online Research Guide (LeCroy & Anthony, 2011) によれば、"youth at-risk"という用語は、問題行為および精神疾患に対してより脆弱性を持つ若者がおかれている状態もしくは状況(もしくは環境)を表す言葉として用いられている。問題行為と精神的障害とは、以下の通りである。

## 問題行為

- 薬物乱用 (substance abuse)
- ・学校での失敗 (school failure)
- ・青少年犯罪または非行(juvenile delinquency)

## 精神的障害

- うつ病またはうつ状態(depression)
- 不安症 (anxiety)

これらの学問分野では、一般に脆弱性を伴った若年者を研究する場合、心身ともに健全な大人への発達を妨げる個別の要素である危険因子 (risk factor) および、これら危険因子から誘引されて生じるネガティブな現象を緩和する要素である防御因子 (protective factor) の両面が研究対象である。危険因子には、問題行為や精神的障害といった個人レベルで具体的に表層化されたネガティブな状態だけでなく、そういったネガティブな状態を誘引する外的な状況(もしくは環境)も含まれるとしている。また一方の防御因子には、問題解決能力や認知能力(理解度)といった個人に関わる要素のみならず、地域コミュニティーでの社会的支援や家庭の所得など、脆弱性を伴った個人を取り囲む様々な社会環境資源も含まれる。

### 4.5 教育学分野のデータベース(ERIC)における at-risk youth

以下は、脆弱性を伴った"at-risk"の若年者について、教育学分野のデータベースである ERIC (Education Resources Information Center) のシソーラス検索 ERIC のシソーラス検索で"at-risk student"を調べた結果を以下に挙げる。

## At-risk student の関する関連ワード(同義語、類義語)

Potential Dropouts(潜在的なドロップアウト:潜在的な学校脱落者) Special Needs Students(特殊な援助を必要とする、または障害を持つ学生)

## 危険因子に関する関連ワード

(危険因子、またそれによって誘引された個人レベルのネガティブな現象)

Academic Failure (学問的失敗)

Achievement Gap (学力差)

Grade Repetition (原級留置)

Learning Problems (学習上の問題: 学習障害など)

Response to Intervention (介入への反応)

## (危険因子に影響を与える可能性のある個人の特質)

Student Characteristics (学生の特性)

## (危険因子を持つ社会経済的な状況または環境)

Educational Background(教育的背景)

Educationally Disadvantaged (教育的不利益) Equal Education (教育の機会均等)

## 防御因子に関する関連ワード

(防御因子、またはネガティブな現象を緩和する教育的もしくは心理学的対応策)

Academic Support Services (学問的支援サービス)

Access to Education (教育へのアクセス)

Compensatory Education (補償教育)

Developmental Studies Programs (発達学プログラム)

Educational Diagnosis (教育的診断)

Remedial Programs(治療プログラム)

Resilience (Psychology) (レジリエンス (心理学))

Risk Assessment (リスク評価)

Student Promotion (学生への助成)

Supplementary Education (補習授業)

## 5. OECD、および EU における At-risk youth への認識

ここでは、国際的な組織や枠組み(OECD、および EU)における "At-risk" youth の現 状認識について整理する。

# OECD's Recognising Non-Formal and Informal Learning: Outcomes, Policies and Practices (2010)

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構。以降 OECD と呼ぶ)が 2010年に発表した Recognising Non-Formal and Informal Learning: Outcomes, Policies and Practices では、「people learn constantly, everywhere and at all the time (人はあらゆる場所とあらゆる時間で絶えず学習する)」(Werquin & OECD, 2010, p.14)という基本的な認識に基づき、学校でのフォーマルな教育システム外の場所や時間帯においてさまざまな形態で実施されるノンフォーマル学習 (non-formal learning)、およびインフォーマル学習 (informal learning)を公式に認定することを提言している。ノンフォーマル学習およびインフォーマル学習の実施によってすべての学習者が生涯に渡って公平に教育を受ける機会を得ることに繋がる可能性があるからだ。

赤尾によれば、フォーマル学習とは「学校の授業場面のような提携教育 (formal education) に対応した学習」(赤尾、2015, p.1) である。それに対し、ノンフォーマル学習とは「学校教育以外の成人学級や職員研修といった非定型教育 (non-formal education) に対応した学習」であり、またインフォーマル学習とは「家庭教育のような不定型教育 (informal education) に対応した学習と、まったく教育に対応しない学びを包含」している学習のことである。

この OECD の提言書のなかでは、"at-risk" youth へのノンフォーマル学習およびインフォーマル学習の有効性について、次の 2 点について述べられている。第一に、不本意にもフォーマル学習の場から離れた学校中退者がノンフォーマル学習やインフォーマル学習を通

した学習成果を公式に認定されることで、再度フォーマル学習の場に復帰できる機会を提供できること、また第二に、ノンフォーマル学習やインフォーマル学習での学習成果の公式な認定は、コンピテンシー(能力)が明らかに少ないと思われる先住民や移民など社会的・経済的に恵まれな境遇にいる人、もしくは学校教育は受けたが必要な資格もしくは技能 (qualifications) を取得できなかった人にとってより魅力的なものになり得るのである。

# EU's Councile recomendation on the validation of non-formal and informal learning (2012)

EU (European Union: 欧州連合。以下、EU と呼ぶ) は、社会的・経済的に恵まれない 境遇など "at-risk" の状態にいる人の学力向上にとって、ノンフォーマル学習およびインフォーマル学習による学習成果の認定の意義についてより明確に認識している。

欧州委員会 (the European Commission) は、Council Recommendation of 20 December 2012 on the validation of non-formal and informal learning (2012) において、ノンフォーマル学習およびインフォーマル学習による知識、スキル、およびコンピテンシー(能力) など学習成果の認可 (the validation of learning outcomes) は、学習者の雇用される能力 (employability)、(職業や階級などの)流動性 (mobility)、加えて生涯学習のモチベーション向上に極めて重要な役割を持ち、これらは特に、社会経済的に恵まれていない境遇の人や未熟練の人に対して有効である、と冒頭で述べている。(proposal (1))

## 6. 米国図書館界におけるにおける At-risk youth への認識

ここからは、2008 年以降の YALSA の at-risk youth に対する認識や定義づけについて、IFLA、ALA、および YALSA が発表したガイドライン、コンピテンシー、研究報告書などを概観しながら明らかにしていく。

## IFLA trend report 2013: literature review (2013)

IFLA (International Federation of Library Associations and Institutions: 国際図書館連盟。以下、IFLAと呼ぶ)は、今日の図書館情報の専門家や実務家 (library and information professionals) を取り囲む新しい情報環境の潮流を様々な専門的見地から分析する調査プロジェクトを 2012 年より開始した。この調査プロジェクトの初期段階では、既存の関連調査や研究、専門家などによるトレンド予測、専門ジャーナルや学術論文など、広範に渡る文献の包括的なレビューが実施され、その結果は、IFLA trend report 2013: literature review として 2013 年 1 月に発表された。

このレビュー報告書では、今日の変化し続ける社会的・経済的環境、および情報環境において、個人が生涯に渡るキャリア形成に必要な知識や専門性を習得し続けていくためには、既存の学校制度における固定化されたフォーマル学習だけでなく、学校教育外でのノンフォーマル学習やインフォーマル学習の学習形態に代表される生涯学習が今後ますます重要になってくると指摘されている。(IFLA, 2013, p.17-18) さらに報告書では、ノンフォーマル学習やインフォーマル学習の学習形態が、正規の学校教育システムに属していないグループにとって有効であり、また適切な学習形態であることが主張されている。IFLA は正規の学校教育システムに属していないグループに含まれる集団として、早期に学校を中退した者

(early school leaver)、不就業者 (the unemployed) に加え、正規の教育や就業訓練を受けていない成人 (adults not in formal education or training) や高齢者 (the elderly) など、社会的・経済的弱者 (disadvantaged group) を挙げており、これらの集団はいずれも先述の先述の OECD および EU の提言書においてノンフォーマル学習やインフォーマル学習を特に必要とする集団とほぼ同一である。このことから、IFLA は、先述した OECD および EU の提言書と同様の教育的認識を持っていると考えられる。

# IFLA Guidelines for library services for young adults (last update: 15th September, 2014)

IFLA が 2014 年に発表した IFLA Guidelines for library services for young adults (last update: 15th September, 2014) では、「ヤングアダルト」という言葉の適用範囲を、「子供 (childhood) から成人 (adulthood) までの間の年齢層で、一般的には 12 歳から 18 歳までの年齢層の若者を指す」としている。(ただし、国や文化の事情により 18 歳以上の者もヤングアダルトの範疇に入る場合もあるとしている。)また図書館のヤングアダルトサービス(以下 YA サービスと呼ぶ)の対象者は、「人種・宗教・文化的背景・知的または身体的な能力の如何にかかわらず、全てのヤングアダルトである」としている。(section2: definition of target group)

IFLA によるこの YA サービスのガイドラインでは、図書館資料を提供サービス際に特に注意を払うべき利用者層として、身体的もしくは精神的障害を持つ 10 代、社会的・言語的マイノリティーの 10 代などが挙げられている (p.4) ことに加え、<u>刑務所等に収監されている著者</u>や図書館に直接訪れることができない 10 代などの特別な層 (Special group) に対するアウトリーチサービスの提案もなされている。(Muller & Chew, 2014, p.5)

このガイドラインでは、アウトリーチサービスの評価測定の尺度として、ライブラリアンによる図書館以外のグループまたはコミュニティーへの訪問実績(anecdotal evidence: 事例証拠)を提唱しており(2014, p.8)、アウトリーチの事例を紹介している。例えば、障害を持つ10代への資料提供の事例として、フランスの公立図書館における視覚障害を持つ10代(visually impaired teens)への文学作品の提供サービスが報告されている。文学作品はオーディオブック形式で再生機器と共に提供された。報告書では、さまざまな(資料アクセスへの)ツールを活用することで、障害を持つ10代の若者が差別されることなく図書館サービスへ積極的に参画することができたと述べられている。またデンマークの公共図書館では、文化省および難民・移民統合省との協定に基づき、移民を含むデンマーク語を母国語としない若者に対して学校のホームワークを支援をする図書館プログラム(通称「ホームワーク・カフェ: Homework cafes」と呼ばれている)を実施している。サポートするのはボランティアのチューターや地元の学生や年配者で、サービス受給者の語学力向上、学校生活の成功、また他の学生に出会う機会の提供に繋がっていると報告されている。

## NCES 's Services for Children and Young Adults in Public Libraries (1995)

米連邦政府教育省 (United States Department of Education) の全米教育統計センター (National Center for Education Statistics: NCES) は、全米の公共図書館を対象とした 児童向けサービスに関する実態調査を 1994 年に実施し、その結果をまとめた Services and

Resources for Children and Young Adults in Public Libraries と題する報告書を翌年 1995 年に発表した。(Heaviside, et.al., 1995.) この実態調査の質問事項のなかでも"at-risk"状態の児童もしくはヤングアダルトに関連すると思われる質問群およびその回答結果のサマリーは以下の通りである。

質問群 ("at-risk" 状態の児童もしくはヤングアダルトに関連すると思われるもののみ抜粋した。)

- 1. 図書館を利用する児童およびヤングアダルトの民族の多様性の過去5年間の推移を問う質問
  - (survey form1の質問3および survey form2の質問3)
- 2. 当該図書館において児童およびヤングアダルトが利用することが可能な資料の提供以外のサービスの有無(例えば学校の宿題の支援サービス、麻薬・アルコール・セックスに関する情報提供、場所の提供、英語以外の言語で書かれた資料の提供、進学や就労に関する情報提供など)を問う質問
  - (survey form1 の質問 9 および survey form2 の質問 9)
- 3. 当該図書館が児童向けサービスを提供するにあたり、図書館外のプログラムや教育支援 組織との過去 1年間の協力実績を問う質問 (survey form1の質問 10)
- 4. 当該図書館がヤングアダルト向けサービスを提供するにあたり、学校を含む図書館外の様々な公的機関、NGO団体、その他若年層の支援プログラムとの過去1年間の協力実績を問う質問

(survey form2 の質問 10)

#### 回答結果のサマリー

## 1. について

回答館のうち4割以上が、児童・ヤングアダルト共に、過去5年間で図書館の利用者として民族の多様性が増大したと回答した。都市レベルで見ると、地方、郊外、大都市の順に増大率が増えている。(民族性の内訳については質問事項に入っていないため不明。)

#### 2. について

回答館のうち9割以上が、児童・ヤングアダルト共に、麻薬・アルコール・セックスに関する情報提供、進学や就労に関する情報提供、および場所の提供サービスを利用できると回答しており、同様に9割弱の回答館が、児童・ヤングアダルト共に、英語以外の言語で書かれた資料の提供を実施していると回答している。

#### について

児童向けサービスを提供するにあたり、回答館のうち5割以上が学校などの教育機関やボーイスカウトなどの児童支援団体や支援プログラムとの協力実績があると回答している。その一方で、ヘッドスタートセンター(低所得者層の子どもや家族などを対象とする就学支援プログラム)、宗教的施設、障害児向け教育施設など図書館外機関やプログラムとの協力実績は一般的に少ない傾向で、さらには各種シェルターや非行少年収容所

(detention center) との協力実績は圧倒的に少ない結果だった。

### 4. について、

回答館のうち 7割以上が、児童向けサービスを提供するにあたり学校機関と協力したと回答し、また 5割強の回答館がボーイスカウトなどの児童支援団体や支援プログラムと協力 したと回答 した。その一方で、ドラック中毒プログラムや GED (General Educational Development) などいわゆる at-risk youth 向けプログラムや若年者向けのメンタルヘルス支援団体と協力したと回答したのは回答館のうち約 2割程度にとどまった。

## ALA's State of America's Libraries Report 2015

ALA が 2015 年に発表した State of America's Libraries Report 2015 では、米国の図書館界における最新トレンドとして、公共および学校図書館における児童向けおよびヤングアダルト向けサービスの質的変化が報告されている。報告書では、YALSA によって 2014 年に発表された The future of library services for and with teens: a call to action と題された YA サービスに関する約1年間に及ぶ研究プロジェクトの最終報告書において指摘された昨今の社会経済的環境や情報環境の変化を背景とした子どもの学習能力、や学習スタイル、また学習場所の個別化と多様化の動向を取り上げ、地域コミュニティーの利用者層のニーズ分析やアウトリーチなど、個別の取組み活動の実績に基づく (outcomes-based) 図書館プログラムの計画と評価の重要性について言及している。

その上でこの報告書では、図書館にいま求められていることは、子どもたちの持つさまざ まな興味や関心事を、教育指導者やメンターを通して、学校のフォーマル学習ではないさま ざまな学習機会に繋げることであるとして、YAサービスへ"the connected learning method"と呼ばれる教育手法を積極的に取り込むことを求めている。この Connected learning 手法の YA サービスへの適用というのは、YA サービスを提供する際に、図書館 という物理的・空間的な制約のなかだけでの活動にこだわることなく、子どもの異なる学習 スタイルや学習能力に応じた、多種多様な学習活動や学習者同士による相互学習 (peer-topeer learning) の機会を提供する活動も通常の図書館プログラムに組み込むことである。こ の手法を使用した個別具体的な活動としては、例えば、さまざまな理由により図書館に来る ことができない潜在的な10代の利用者層に対する学習機会を提供するために、類縁の教育 機関や団体、またその他の地域コミュニティーと積極的に協調して図書館内外にさまざまな 形態の学習スペースを創設したり (makerspaces)、多様なメディアの特性を活用した資料を 提供したしすることが考えられる。(これにはオンライン上のヴァーチャル空間における電 子資料の提供が含まれるだろう。)また、地域の小児科医、企業経営者、宗教リーダー、ラ イブラリアンなどが、子どもの親や介護者の学習の場に積極的に関わる "Talking is Teaching"と呼ばれる地域コミュニティー主体のキャンペーン活動も個別の取り組み事例 の一つとして紹介されている。

このような指摘がされる背景には、日々変化する社会的・経済的環境や情報環境のなかでネガティブな影響を受けやすい低所得の家庭 (low-income families) 出身の子どもの不公平な学習機会や低い学習能力への強い危機感と図書館としての強い使命感があると考えられ

る。報告書では、低所得層の家庭に育った子どもの習得単語数は、経済的に豊かな家庭に育った同年代の子どもの習得単語数と比較して圧倒的に少ないとする、いわゆる「習得単語数の隔たり(word-gap)」の問題を指摘したホワイトハウスの報告(Shankar, 2014.)に言及し、若年層の間において学習機会の不均衡や基礎的能力の格差が生じている現状を問題視している。

### YALSA's Reference guidelines for library services to teens, ages 12-18 (2008)

YALSA および Reference and User Services Association (RUSA) は、図書館における 10 代に対するレファレンスサービス実施に関するガイドラインとして Reference guidelines for library services to teens, ages 12-18 を 2008 年に発表した。このガイドラインの基本的 な考え方は、10 代の発達過程におけるさまざまなニーズ、10 代がおかれている生活環境、倫理観、思考能力、および脆い自意識などを十分考慮に入れたレファレンスサービスの構築 とその実施の重要性にある。

このガイドラインでは、10 代が持つ学習面に関するニーズ、および発達過程のなかで生じるさまざまなニーズを十分に認識して、YA サービスの計画立案から自己評価を実施すること (1.1) が求められている。また、ガイドラインは、図書館のコレクションは、学校での授業内容や進学計画に関するものだけに留まらず、発達過程を通して 10 代が直面するさまざまな悩みや興味・関心事(自身の健康や性、将来設計、大衆文化全般などについて)にも対応できる幅広い内容の資料を網羅するべきである (4.0) とし、YA サービスを提供する図書館司書および図書館職員は、10 代の発達過程で生じるさまざまなニーズへの理解が不可欠であると強調している。10 代の発達過程への理解の他に、ガイドラインが求めている指針は、10 代の若者が持つ文化的・民族的多様性および経済事情に寛容なサービスの提供 (2.3)、さまざまな理由から図書館に来館することができない 10 代に対して遠隔利用できる情報ツールの活用やアウトリーチサービスの拡充を図る必要性 (5.4) がある。

その一方において、10代の若者の情報探索 (information seeking)の主たる理由は、学校の宿題や課題を解決すること (4.3) であるとして、YA サービスを通した(学校教育への)学習支援の重要性も求められていること。このことから、このガイドラインは、図書館や学校システム外にいる at-risk youth などの存在を認め、彼らに対するアウトリーチの必要性を求めながらも、基本的には、学校へ通う「普通の」10代の学生に対するサービスが YA サービスの前提として策定されていると考えられる。

# YALSA's Competencies for Librarians Serving Youth: Young Adults Deserve the Best (2010)

YALSA's Competencies for Librarians Serving Youth: Young Adults Deserve the Best (『若者への図書館サービス提供のための YALSA コンピテンシー:最も優れた図書館サービスをヤングアダルトへ』(2010) (和訳は筆者による)) では、YALSA が掲げる「全てのティーンに最良の図書館サービスを提供する推進力になること」という目標を達成するために、YA サービスを担当するすべての図書館職員が習得するべき各種スキル、知識、および理念などのコンピテンシーを、1) リーダーシップとプロフェッショナリズム; 2) 図書館利用者に対する知識; 3) コミュニケーション、マーケッティング、アウトリーチ; 4) 運営; 5) 図書

館資料に対する知識; 6)情報アクセス; 7)サービス; 8)情報を掻き集めることから始めよう、の8つのエリアに分け説明している。

8つのエリアのうち、at-risk の 10 代層に関連していると思われる 2)、3) および 7) の 3 つのエリアについて、以下に記述内容を抜粋する。また同コンピテンシーの手引書である Young Adults Deserve the Best: YALSA's Competencies in Action (2011) より、上記 3 つのエリアに関する補足的な記述内容も併せて抜粋しておく。(共に日本語訳は筆者による)

## 図書館利用者に対する知識 (エリア2)

利用者の持つ多様な文化的、宗教的、および民族的背景および価値観を十分に理解すること (AreaII. 3.)、および身体的もしくは精神的な障害を持つ利用者のニーズを把握すること。 (AreaII. 4.)

図書館利用者の持つ文化的、宗教的、および民族的背景および価値観を知ることは図書館職員がヤングアダルトと繋がる手段の一つである。図書館はアウトリーチなどを通して、多様な背景や価値観を持つ潜在的な利用者を積極的に開拓するべきである。また多様な背景や価値観を持つ利用者の図書館の利用の仕方も多様であることにも留意する必要がある。

# コミュニケーション、マーケッティング、アウトリーチ (エリア3)

危険な状態にある 10 代の若者のなかで精神的または肉体的なハンディキャップがある者、 英語が母国語でない者など、(省略) これまで図書館のサービスが十分に行き届いていなかっ た、もしくはまだ提供されていなかったヤングアダルト層を特定すること。(AreaIII. 7.)

「図書館のサービスが十分に行き届いていなかった、もしくはまだ提供されていなかったヤングアダルト層」に該当する10代の若者とは、何かしらの原因でat-riskの状態にある者のほかに、里子、精神的または肉体的な障害を持つ者、少年院に収監されている者、また英語を母国語としない者が含まれる。

## サービス (エリア7)

従来の環境(図書館や学校)ではない場所(病院、ホームスクーリングの家庭、オルタナティブ教育、里親プログラム、収容所など)にいるヤングアダルト向けのサービスを計画すること。(AreaVII. 2.)

従来の環境ではない場所での YA サービスを計画することは、at-risk の 10 代層が「何者であるか」、また「なぜ、その場所にいるのか」を知る第一歩である。

以上をまとめると、YALSA コンピテンシーでは、at-risk の 10 代層への図書館サービスとして主にアウトリーチの重要性が指摘されている。このことから、YALSA の at-risk の若者に対する図書館サービスとは、彼らが学校や図書館など<u>従来の学習環境外の環境にいる学</u>生集団であること前提として計画されていると推測できる。

# YALSA's Core professional value for the teen services profession (developed in 2013-2014, adopted in 2015)

Core professional value for the teen services profession (developed in 2013-2014, adopted

in 2015) では、YA サービス行う図書館司書および図書館職員向けに、以下に挙げる 9 つの中心的価値観 (nine core values) を提示し、具体的な行動指針について述べている。

- Accountability (責任の所在)
  - 責任と義務の所在の明確化
- Collaboration (関連機関との協力体制)
  - 類縁機関、関連機関との協力体制の醸成
- ・Compassion (強い思いやりの感情)
  - 他者のニーズや価値観への配慮・共感・考慮の提示
- Excellence (卓越性)
  - 知識および理論の習得と実践の持続
- Inclusion (包摂性 内包性)
  - 個々のユーザーの文化的背景や実体験への理解と敬意表明
- Innovation (革新性)
  - 創造的かつ革新的な思考態度の保持
- Integrity (誠実性)
  - 強い道徳心と倫理観の保持、公正と誠実性に基づく行動
- Professional duty (専門的職務)
  - 専門職としての職務への自覚
- · Social responsibility (社会的責任)
  - 社会コミュニティーとの相互的信頼性の構築

特に、Compassion(強い思いやりの感情)および Inclusion(包摂性・内包性)の2つの価値観については、図書館の"at-risk"youth に対する認識や図書館司書の具体的な行動指針が示されている点で注目したい。たとえば、Compassion(強い思いやりの感情)では、「個人の多様な学習スタイル、言語能力、また認知能力を十分に配慮した上で効果的なコミュニケーションを図ること」、「10代の社会的・感情的・精神的・および身体的な発達過程への知識を習得すること」、「10代との間に信頼関係を構築するべく彼らの世界観もしくは人生観を考慮することに努めること」、「10代の持つニーズを最優先すること」、そして「これまで図書館サービスが十分行き届いていなかった、もしくは当該学習者が図書館サービスの対象者として十分に認識されてこなかった10代層(underserved and underrepresented teen populations)へ積極的に図書館サービスを提供すること」が行動指針として挙げられている。また Inclusion(包摂性・内包性)では、図書館員自身の社会的、文化的、性別的、および性的な先入観にとらわれることなく、10代の持つ文化的背景や経験の多様性を十分に理解すること、また、このような文化的および社会経済的背景を持ち、異なる能力やアイデンティティを持つ10代も図書館サービスを安心して利用できるような環境整備をすることも求められている。

## YALSA's Teen programmings guidelines 2015 (2015)

Teen programmings guidelines 2015 は、10 代向け図書館プログラムを策定・運用・評

価する図書館職員のための図書館プログラム策定ガイドラインである。このガイドラインでは、10代の学習スタイルの多様化および10代を取り囲む情報環境の急速な変化に的確に対応した図書館プログラムの計画策定が求められるとし、このための具体的な行動指針を10つ挙げ解説している。このうち at-risk youth に言及していると思われる指針を以下に抜粋する。(日本語訳は著者による)

- ・図書館プログラムの計画策定において、図書館サービスが十分に行き届いていない地域 コミュニティーに属する利用者層を継続的に見出すこと。(1.3)
- 10 代やその家族に対して何らかのサービスを既に提供している図書館以外の団体や組織を継続的に見出すこと。(1.4)
- ・学校、学校外の若者向け団体、宗教施設、政府機関などへの<u>アウトリーチサービス</u>に 10 代を積極的に取り込むこと。(3.2)
- ・低所得層の家庭出身の若者、移民、LGBTQに加え、多彩な能力を持つ若者を含むこれ まで図書館サービスが十分行き届いていなかった 10 代層 を図書館サービスの新たな利 用者にすること、さらには図書館プログラムへの積極的な参画者もしくは協力者として 図書館に迎え入れることによって、多様な図書館プログラムへの彼らの参加を促すよう 努めること。(3.3)
- ・異なる文化的・民族的・社会経済的な価値観を持つ10代同士が協調しあいながら人的ネットワークを持つことができる好意的かつ共生的な環境を構築すること。(3.8)
- ・図書館は、ホームレスの若者や低所得層の若者を含む10代の利用者層に対するサービスの提供の必要性を認識し、そのために必要なノウハウや10代に有益な情報資源を持つ図書館以外の地域パートナー(さまざまな政府機関、地域団体、就業訓練プログラムなど)を積極的に探し求めること。(5.2)
- ・図書館は、図書館プログラムに参画しようとする 10 代若者が望むニーズ (使用する言語、文化的背景、能力などへの配慮) に対応した職員の配置を検討すること。(6.4)
- ・図書館職員は、(肉体的・身体的・精神的)能力、経済的ステータス、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、民族的・宗教的背景などが異なる10代層、およびその他の過小評価の対象となってきた全ての10代が安心してそれぞれの図書館プログラムに参加・参画できる環境を確保すること。(9.0)

#### YALSA's The future of library services for and with teens; a call to action (2014)

YALSA は、2012 年から約1 年間に渡って開催されていた The future of library services for and with teens: a call to action と題されたフォーラムの最終報告書を 2014 年に発表した。この報告書では、米国内におけるさまざまな人口構成の変化、および情報技術環境の変化のなかにおける現代の若者の持つ多様な情報ニーズに対して、公共および学校図書館が取るべき戦略がロードマップとして提示されている。(ALA new http://www.ala.org/news/press-releases/2014/01/yalsa-s-new-report-call-action-library-community-meet-needs-21st-century)

人口構成の変化には、民族的な人口構成とそれ以外の特性を持つ人口構成の二つの変化がある。民族的な人口構成の変化については、米国におけるアフリカ系、ヒスパニック系の増

加に加え、アジア各国や太平洋諸島から流入した非ヒスパニック系移民の増加による民族的な人口構成の変化をまず指摘する。これらマイノリティーの子どもたちの多くが貧困層に属しているため、マイノリティーの子どもたちと白人の子どもたちとの間には歴然とした「(学校における学習などの)達成ギャップ (achievement gap)」があり、このためマイノリティーの子どもたちが学業に失敗する可能性は高く、高校を中退する可能性、高い失業率と犯罪率に結びついていると指摘している。さらに報告書では、民族的な人口構成の変化に加え、ホームレスになる子どもや 10 代、LGBT ティーン、(身体的もしくは精神的な)障害を持つ子どもの増加や、ネットいじめ (Cyberbullying)、10 代の鬱 (teen depression)、暴力 (violence)、摂食障害 (eating disorder: ED) などさまざまな問題を抱える子どもたちの増加も指摘されている。

情報技術環境の変化では、多くの10代に広く普及するスマートフォンやタブレット、ノー トパソコン、その他インターネットにアクセスできる ICT に伴い、彼らのコミュニケーショ ン方法や学習スタイルが大きく変化している現状において、10 代の ICT デバイスの所有率 は彼らの経済社会的および人種的ステータスによって大きく異なり、低所得家庭に育つ、あ るいは低学歴の家族と一緒に居住する 10 代のインターネット利用率は全般的に低い傾向に ある、という10代間の情報格差が問題点として指摘されている。2010年のアメリカ合衆国 国勢調査 (United States Census 2010) における「国内のコンピュータおよびインターネッ トの利用 (Computer and Internet Use in the United States: 2010) | に関する調査結果にお いても、人種間(白人と他の人種)や世帯所得間(高額所得者層と低所得者層)に加え、15 歳以上の者の最終学歴のステーテス間においても同様の情報格差の傾向を示している。調査 結果によれば、15歳以上の者について、カレッジ卒もしくは大卒以上の高学歴者よりも最 も低い学歴ステータス(中学卒業以下)の者の方が、学校内でのコンピュータ利用率・イン ターネットへのアクセス率ともに圧倒的に割合が多い一方で、公共図書館やコミュニティー センターでの利用率・アクセス率の割合は若干少なく、またその他の施設や場所での割合は 高学歴者と比べ圧倒的に少ない。この結果は、10 代層における情報格差の問題が、学校現 場においては相当程度解消されているようではあるが、その一方、公共図書館やローカルの 教育施設においては依然として格差問題が存在しているということを示唆している。

これら二つの 10 代層における変化を踏まえ、YALSA の報告書では、異なる社会経済および人種的ステータスを持つ 10 代の学習を支援するために公共および学校図書館は、彼らに対して、多様性 (diversity) への尊重、全体への包摂性 (inclusivity)、情報アクセスなど学習機会の公平性 (equality) の 3 点を十分に配慮した図書館運営をする必要性があるとしている。様々な図書館サービスにさまざまな社会経済および人種的ステータスを持つ 10 代を積極的に取り込もうとする姿勢から、先述した Core professional value for the teen services profession とほぼ同様の認識であり、これまで専らアウトリーチの必要性を主張してきた YALSA の at-risk youth に対する認識も変化しつつあることが推測される。

## 7. 結論と今後の展望

本稿では、米国の公共図書館および学校図書館は at-risk youth に対してどのような現状 認識を持っているのか、とりわけ米国図書館界が "at-risk" という用語をどのように定義 づけているのかを明らかにするために、IFLA、ALA、YALSA の主要な政策や指針の文献 を中心に概観してきた。また図書館以外の学問分野、および政策や法律における at-risk vouth の認識についてもみてきた。

文献レビューを通して、過去10年間における米国図書館界の at-risk youth に対する認識には大きく3つのタイプに分けられるということが分かった。第一の認識は、at-risk youth とはこれまで図書館サービスが十分行き届いていなかった10代層であるとする認識である。この集団は、低所得層の若者、マイノリティーの若者、身体的もしくは精神的障害者、ホームレスの若者など含む学校以外の場所で生活をする10代層であり、その多くは学校中退者である。したがって、考えられる主たる図書館サービスはアウトリーチである。またアウトリーチを円滑に提供するためには行政機関、地域コミュニティー、収容所、さまざまな若者支援プログラムとの協力体制が欠かせないと考えている。また、学校中退者が問題の所在としてしばしば考えられるため、第一の認識は、学校の教師など教育者指導者が持つ at-risk youth に対する認識とほぼ同一であると考えられる。この認識における at-risk youth に適した学習形態としては、彼らの通常の居場所が「学校外」であるためノンフォーマル学習であると考えることができよう。

第二の認識は、at-risk vouth とは社会的・感情的・精神的・および身体的な発達過程の 途上にある10代若者であるとする認識である。この認識における10代若者とは、低所得層 の若者、マイノリティーの若者、身体的もしくは精神的障害者などを指し、基本的にはアウ トリーチの対象者であるという点では第一の認識とほぼ同一である。決定的に第一の認識と 異なるのは、第一の認識が at-risk youth を異質の「集団」と捉えるのに対し、第二の認識 における at-risk youth は、at-risk youth を「個人」として捉えている点である。重要な 点は、ここでのat-risk youth は多くの10代の若者に見られる様々な種類の悩みや興味・ 関心事を持つ個人であるが、彼らが持つ社会経済的・民族的・宗教的背景、また性的指向、ジェ ンダー・アイデンティティの特殊性が学校内に止まる障害になる場合には、彼らの通常の居 場所が「学校外」に移行し、第一の認識における「集団」としての at-risk youth に変容す ることも考えられるということである。したがって、このタイプの at-risk youth 対する考 えられる図書館サービスは、個人に対する積極的な資料提供(彼らが特に関心のあるトピッ クを扱う資料)や寛容なレファレンスサービスだと考えられる。第二の認識は心理学者やソー シャルワーカーが感情障害や適応障害を持つ個人に対して持つ認識と親和性があると考えら れる。またこのタイプに適した学習形態としては、彼らの活動領域がちょうど学内と学外の 中間にあることから、インフォーマル学習が挙げられよう。

第三の認識は、at-risk youth とは基礎的な学力の低い学生で、かつ学校中退に繋がる要素を多分に持つ学生であるとする認識である。この認識における at-risk youth は多様な学習スタイル、言語能力、また認知能力を有する学習者であるため、彼らは、学習能力の優劣にかかわらず、学習支援の対象者なる。この認識は、学習熟達度が今後の進学に適切ではない児童・生徒に対して at-risk youth と呼ぶ教育指導者に加えて、いわゆる「読み・書き・計算」といった将来の就業などキャリア設計に必要不可欠と考えられている基礎的学力を持ち合わせていない労働者を at-risk youth と見なす経済人や教育政策の立案者の認識と同一である。考えられる図書館サービスは、情報メディアに精通した図書館職員や学校の司書教諭らによる ICT 技術や多様な教育ツールを積極的に活用した学習支援であろう。メディア教育に加え、彼らの「読み」の能力を向上させることを目的とした読書案内 (Reader's

advisory) もこのタイプの at-risk youth に対する有効な図書館サービスと思われる。この 認識における at-risk youth に適した学習形態は学校内で行われるフォーマル学習であると 考えられる。

米国図書館界における at-risk youth に対する認識は、図書館の専門領域以外のさまざまな分野、また関連の政策や法律などにおける認識や定義を包含していることがわかった。したがって図書館における at-risk youth の利用者に適切なサービスを提供するためには、図書館の専門領域を超えた学際的かつ分野横断的な協働によるアプローチを採用する必要がある。

## 参考文献

American Library Association. (2015). State of America's Libraries Report 2015.

American Library Association. [available online: <a href="http://www.ala.org/news/state-americas-libraries-report-2015">http://www.ala.org/news/state-americas-libraries-report-2015</a>]

Characteristics of At-Risk Students in NELS:88 (1992)

European Council. (2012). European Council Recommendation on the validation of non-formal and informal learning 20 December 2012. Official journal of the European Union. [available online: <a href="http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:32012H1222%2801%29">http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:32012H1222%2801%29</a>]

- Flowers, S., & Young Adult Library Services Association. (2011). Young adults deserve the best: YALSA's competencies in action. Chicago: American Library Association.
- Heaviside, S., United States., & National Center for Education Statistics. (1995). Services and resources for children and young adults in public libraries. Washington, DC: U.S. Dept. of Education, Office of Educational Research and Improvement. [available online: http://nces.ed.gov/surveys/frss/publications/95357/]
- International Federation of Library Associations. (2013). IFLA trend report 2013: literature review
- LeCroy, C. W., & Anthony, E. (2011). Youth at Risk: Oxford Bibliographies Online Research Guide [electronic resource]. New York: Oxford University Press
- McWhirter, J. J. (1998). At-risk youth: A comprehensive response: for counselors, teachers, psychologists, and human service professionals. Pacific Grove, CA: Brooks/Cole Pub. Co.
- Mendrinos, R. (1997). Using educational technology with at-risk students: A guide for library media specialists and teachers. Westport, Conn. Greenwood Press.
- Muller, P., & Chew, I. (2014). Guidelines for library services for young adults. The Hague, Netherlands: International Federation of Library Associations and Institutions.[available online: <a href="http://www.ifla.org/publications/guidelines-for-library-services-for-young-adults--revised-">http://www.ifla.org/publications/guidelines-for-library-services-for-young-adults--revised-</a>]
- Presseisen, B. Z., National Education Association of the United States., & Research for Better Schools, inc. (1988). At-risk students and thinking: Perspectives from research. Washington, DC: National Education Association.

- Public Law print of PL 107-110, the No Child Left Behind Act of 2001. [available online: http://www2.ed.gov/nclb/landing.jhtml]
- Ross, C. S., McKechnie, L., & Rothbauer, P. M. (2006). Reading matters: What the research reveals about reading, libraries, and community. Westport, Conn: Libraries Unlimited.
- Shanker, M. (2014, June 25). Empowering Our Children by Bridging the Word Gap. Retrieved September 25, 2015 from the White House Blog: https://www.whitehouse.gov/blog/2014/06/25/empowering-our-children-bridging-word-gap
- The National Commission on Excellence in Education, & United States. National Commission on Excellence in Education. (1983). A nation at risk: The imperative for educational reform: A report to the nation and the secretary of education, united states department of education The Commission. [available online:]
- United States. (2008). Census 2010 Computer and internet use in the United States: 2010. United States. [available online: http://www.census.gov/hhes/computer/]
- Werquin, P., & Organisation for Economic Co-operation and Development. (2010). Recognising non-formal and informal learning: Outcomes, policies and practices. Paris: OECD.
- Young Adult Library Services Association. (2008). Reference guidelines for library services to teens, ages 12-18. Young Adult Library Services Association. [available online: http://www.ala.org/yalsa/sites/ala.org.yalsa/files/content/ReferenceGuidelines 0308.pdf]
- Young Adult Library Services Association. (2010). YALSA's Competencies for Librarians Serving Youth: Young Adults Deserve the Best. Young Adult Library Services Association. [available online: <a href="http://www.ala.org/yalsa/guidelines/yacompetencies2010">http://www.ala.org/yalsa/guidelines/yacompetencies2010</a>]
- Young Adult Library Services Association. (2014). The future of library services for and with teens: a call to action. Young Adult Library Services Association. [available online: <a href="http://www.ala.org/yaforum/sites/ala.org.yaforum/files/content/YALSA\_nationalforum\_Final\_web\_0.pdf">http://www.ala.org/yaforum/sites/ala.org.yaforum/files/content/YALSA\_nationalforum\_Final\_web\_0.pdf</a> ]
- Young Adult Library Services Association. (2015). Core professional value for the teen services profession. Young Adult Library Services Association. (developed in 2013-2014, adopted in 2015)[available online: <a href="http://www.ala.org/yalsa/sites/ala.org">http://www.ala.org/yalsa/sites/ala.org</a>. yalsa/files/content/YALSA\_CoreProfessionalValues.pdf ]
- Young Adult Library Services Association. (2015). Teen programmings guidelines. Young Adult Library Services Association. (developed in 2013-2014, adopted in 2015) [available online: <a href="http://www.ala.org/yalsa/sites/ala.org.yalsa/files/content/TeenProgramingGuidelines\_2015\_FINAL.pdf">http://www.ala.org/yalsa/sites/ala.org.yalsa/files/content/TeenProgramingGuidelines\_2015\_FINAL.pdf</a> ]
- 赤尾勝己. (2015). 生涯学習社会におけるノンフォーマル・インフォーマル学習の評価をめぐる問題: ユネスコと OECD の動向を中心に. 教育科学セミナリー, (46), 1-16